

- 10月1日から領事手数料が変更される予定です。

ベネズエラにお住まいの皆様へ

在ベネズエラ日本国大使館 領事班

ベネズエラの外国為替レートの変動、また、8月20日のデノミネーションに伴う新通貨の導入を踏まえ、大使館で取り扱う旅券、証明書、査証等の領事業務に係る手数料を10月1日の申請分から改定する見込みです。

新しい領事手数料は以下のとおりとなります。旅券、証明書、査証等を申請される際には、誠に恐縮ですが現金をお持ちください。

旅券（パスポート）	ボリバル・ソベラノ
10年旅券の発給	8,700
5年旅券の発給 （申請者が12歳未満の場合）	6,000 3,300
査証欄の増補	1,400
証明書	
在留証明	700
出生・婚姻・死亡等身分事項に関する証明	700
翻訳証明（日本の公文書に対する証明）	2,400
署名又は印章の証明 官公署に係るもの	2,400
同 その他のもの	900
遺骨証明	1,400
査証	
一般入国査証（一般）	1,600
数次入国査証（一般）	3,300
通貨査証（一般）	400
再入国の有効期間の延長	1,600

この情報は、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。

在留届（ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/> ）

○在ベネズエラ日本国大使館

住所 : Torre Digitel, Piso 9, Avenida Don Eugenio Mendoza con Esquina Calle
Miranda, Urbanización La Castellana, Municipio Chacao, Estado Miranda,
Venezuela

電話 : (58-212) 262-3435

FAX : (58-212) 262-3484

ホームページ : http://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html